

# 公益社団法人子ども情報研究センター 寄附金等取扱規程

## (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人子ども情報研究センター（以下、本センターという）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①一般寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ②募集特定寄附金 この法人の会員又はこの法人の会員を含む広く一般社会に、使途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

## (一般寄附金の募集)

第3条 本センターは、一般寄附金を募るものとする。

2 一般寄附金は、原則として、公益目的事業会計に配賦するものとする。ただし、寄附金総額の50%以内を法人会計に配賦することができる。

## (募集特定寄附金の募集等)

第4条 募集特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金使途その他必要な事項を説明した書面（以下「募集要項」という。）を理事会に提出し、承認を求めなければならない。

2 募集特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、公益目的事業の全部または一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

## (募集要項の交付等)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、募集要項を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、ホームページ上において募集要項を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

## (受領書等の交付)

第6条 一般寄附金又は募集特定寄附金を受領したときは、遅滞なく札状、受領書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本センターの公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金及びその受領年月日を記載するものとする。

(募集特定寄附金募金に係る結果の報告)

第7条 本センターは、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本センターは、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(特別寄附金)

第8条 本センターは、個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

- 2 特別寄附金について寄附者から資金使途等に条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。
- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。
  - ①国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定するもの以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合
  - ②寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
  - ③寄附金の受け入れに起因して、本センターが著しく資金負担が生じる場合
  - ④前3号に掲げる場合のほか、本センターの業務の遂行上支障をきたすと認められるもの及び本センターが受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第9条 本センターが受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第10条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の承認を必要とする。

附 則

本規程は、2015年10月15日から施行する。